

平成30年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

	<p>(1) 「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の見直しについて</p> <p>(2) 「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」の見直しについて</p> <p>(3) その他</p>
日時	<p>平成31年3月8日（金）</p> <p style="text-align: right;">13時00分 開会 14時10分 閉会</p>
場所	市役所本庁舎5階 研修室
出席者氏名	<p>藏田幸三委員長、山本裕子副委員長、牧瀬稔委員、小山道昭委員（事務局・行政改革推進室）</p> <p>若林企画部長、白鳥行政改革推進室長、安西室長補佐、関谷担当主査、大橋主任、</p>
資料	<p>第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第</p> <p>【資料1】「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の見直しの概要について</p> <p>【資料2】「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」の見直しの概要について</p> <p>【資料2-2】指定管理業務総括評価票（変更案）</p> <p>【参考資料1】指定管理業務実地調査票</p> <p>【参考資料2】平成31年度選定の施設一覧</p> <p>【当日配布資料】指定管理者制度導入に関する基本的な考え方</p> <p>【当日配布資料】指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針</p> <p>【当日配布資料】指定管理業務総括評価票</p>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	なし

【開会】

（事務局）（白鳥行政改革推進室長）

皆様、こんにちは。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

それでは定刻となりましたので平成30年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を
始めさせていただきます。

それでは、会議に先立ちまして企画部長より御挨拶申し上げます。

【企画部長挨拶】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

さて、本日の委員会ですが、牧瀬委員より遅参との御連絡をいただいていることから、
現在4名のうち3名出席でございます。

つきましては、過半数の出席をいただいております、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規
則」第6条第2項の規定を充足し、本会議が成立していることを御報告します。

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をお願いいたします。

【配布資料確認】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、
藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

最初に議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するというところでございますので、
名簿順で山本委員をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(山本委員)

了解いたしました。

(藏田委員長)

それでは、山本委員をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに議題1『「指定管理者制度導入に関する基本的考え
方」の見直し』について、事務局から説明をお願いいたします。

【議題1】「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の見直しについて

(事務局) (行政改革推進室 大橋主任)

議題1の「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の見直しについて事務局より御説明いたします。

まずは、資料1の1-(1)の指定期間の変更について御説明いたします。

御存知かとは思いますが、現在、茅ヶ崎市の指定管理者の指定期間は「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の中でPFI事業を除き4年間と定めています。今回の見直しは端的に申しますと、この指定期間の「4年」を「5年」に改めようというものでございます。

こういったお話は少し前からございまして、平成27年度の本委員会の中で、臨時委員の方から「物品のリース期間を考慮すると指定期間は5年の方が適切」との問題提起がございました。

また、3～4年に一度総務省が行っている調査の中で、全国の自治体の状況が示されておりまして、最新が平成27年度の調査になってしまいましたが、全国の自治体では指定期間は5年が65.3%、3年が17.8%、4年が7.7%となっており、5年と定めている自治体が一番多くなっております。平成24年度の調査では5年と定めていた自治体が56.0%、3年が22.3%、4年が10.1%であり、24年度と27年度を比べると3年としている自治体が減り、5年としている自治体が増えていることがわかります。ちなみに資料にはありませんが、更に前の平成21年度の調査ですと、5年と定めていた自治体は47%でございました。このように自治体の指定期間は長期化の傾向にございます。県内の他自治体につきましても、調査をした結果5年と定めている自治体が多い状況になっております。

指定期間を5年とするメリットとして、現状に比べ指定管理者がより施設の管理運営に習熟し、成果を発揮することが可能になると思っております。他にも事務局、施設所管課ともに指定管理者の選定行為が4年に1度から5年に1度になることにより、指定管理者選定委員会の事務や募集要項の作成等の事務の軽減を図ることが可能になると考えております。

こういった理由により指定期間を4年から5年に変更しようと考えております。

ただし、指定期間の変更は、指定管理料の債務負担行為に影響があり、平成31年度中に選定を行います施設については債務負担行為をもうすでに設定している状況でございませぬ。そのため、平成32年度選定の対象施設、期間で言いますと平成33年度から新たに指定期間を設ける施設につきまして、本運用を行っていきたくと思っております。

また、続きまして指定期間の原則の例外につきまして御説明いたします。

指定期間の原則の例外とは、先ほど御説明で指定期間を5年としたいという説明をいた

しましたが、その5年の指定期間を特別な理由等により例外的に延長をする場合のことを示しておりまして、その条件等についての見直しを行いたいという議題となります。

施設の特性等によっては、それ以上の期間を設ける必要性もあるのでないかとの理由からの提案でございます。

まず、現在の本市の状況でございますが、基本的な考え方の中で「指定管理者の指定期間は、PFI事業を除き、原則4年間とする。ただし、効果が見込めない等、特別の理由がある場合は、相当期間とします」と記載しております。しかし、現状ではPFI事業を導入している柳島スポーツ公園を除いては原則4年以外の指定期間を設定している施設は無い状況です。また、効果が見込めない等、特別の理由というものがどういった場合かというものを明確には示していない状況でございます。

一方、やはり指定期間を延長したいという相談は施設所管課よりございまして、中海岸保育園については、指定期間を4年から8年に特別に変更することとなりました。委員からも以前「0歳のお子さんが5歳になる卒園するまでの間に指定管理者が変わってしまうということが実際に起きた場合に、お子さんの保育ということを考えるとデメリットが大きなことである」との御指摘もいただいております。施設所管課との協議の中においても保育園の性質上「指定管理者が短期間で変更となると、安定した保育の実施が難しくなる恐れがある」との意見がありましてに変更することとした経緯がございます。こちらの施設につきましては来年度に選定を行い、平成33年度から8年間の指定期間となります。

また、福祉関連の施設を所管する課かいより「安定した事業の実施のため、指定期間を変更したい」という旨の意見が示されており、私たちとしても施設の特性やサービス内容によっては、原則外の指定期間を設ける必要があると考えております。

対応方針ですが、まず原則外の指定期間を設定するための基準を明確化することとします。

具体的には、基本的な考え方の記載を「指定管理者の指定期間は、PFI事業を除き、原則として5年間とします。ただし、施設利用者の生活と施設との関わりが非常に強く、指定管理者が5年で変更となることで利用者の生活に重大な影響があると認められる施設については、指定期間を延長することができるものとします。指定期間を延長した場合には、施設の運営の質を担保するため、指定期間の5年を経過する都度、指定管理者選定等委員会による評価を受けるものとします。」に改めたいと考えております。

これは原則の5年の施設であれば、その年度に選定等委員会という外部の方の意見を取り入れた選定や評価を受けることから、5年以上の期間を設定した施設においても外部委員の方の意見や助言を受ける機会を設けようという趣旨になります。細かい評価の手法においては、本日の本委員会の結果等を踏まえ、事務局で検討してまいりたいと考えております。変更前と変更後の比較は資料下のしかく囲みになります。

以上で議題1の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。小山委員、お願ひします。

(小山委員)

今、最後の説明にありました「現在の指定期間、4年間として、ただし、効果が見込めないなど、特別の理由がある場合は相当期間とする」というのを、下線部分に改めるということで、このことそのものについては、そうあるべきなのかなと思います。

その反面、効果が見込めない時のもう少し具体的な書き方が、「施設利用者の生活と施設との関わりが非常に深く、指定管理者が5年で変更となることで施設利用者の生活に重大な影響がある。」ということだけが効果が見込めないという理由なのではないでしょうか。そう言われてしまうと、結果的に効果が見込めないのであれば、なぜそれを1年間延長するのですかという疑問が市民から出てくるのではないかなと思います。確かに、ここに記載のあるように、リース期間という点については、間違いなく影響あるのだらうなということはおよくわかるのですが、そのことそのものをもって、「4年を5年に変えます」と言い切った良いものなのかなどうかということ、若干疑問に感じました。

ですから、もう少し説得力のある説明をしないと、「何でなんだ。特に、公募の場合とはもかくとして、非公募の場合もそういうふうに簡単に延ばすのですか」という意見が出てくる可能性があり得ると思います。出てきた時にどの様に答えるのだらうという疑問を少し持っております。ですから、もう少しこの辺は練るべきなのではないかなと感じています。あるいは、冒頭に申し上げた、「効果が見込めない場合には、延長するのではなくて、短縮もあり得るのではないですか」という疑問が出た時にどう答えるのだらうかというその2点が少し気になるころがあります。単純に4年を5年にするというだけで良いのだらうかということとその理由がより必要ではないかなという点及び効果が見込めない時に長期にするということが良いのだらうかという点になります。延長あるいは短縮ということだって理屈としてはあり得るのではないかなという意味で、その2点について若干の疑問を感じているところです。

(藏田委員長)

事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

御意見ありがとうございます。資料の1－(1)の要素、それから、1－(2)の要素、この2つをある意味少し重ねながら、課題提起をいただいたというふうに思っております。

私どもも、指定管理者制度全般を所管している中で、毎年度の選定作業を通じて醸成されてきた課題認識というのがございました。まず、1－(1)に通ずる話になるのですが、どこの施設にも通じて感じていた課題認識として、4年という期間だと、これは施設属性に関わらず短いというのが、まず我々が感じている課題認識でございます。と言いますのも、4年間の場合、選定行為があつて、新たな指定管理者に変わって事業を開始して、ようやく軌道に乗ってきたと思ったら、もう次の選定が来年に迫っていて、4年間のうち最終年度というのは、翌年度からの次期期間の選定の事務をやるタイミングになるので、空気感としては、実質、次に移りつつあるということになろうと思います。このように非常に期間が短いというところの課題認識を、これは施設属性に関わらず、共通的に持っていたところでございます。

なので、まず、私どもの身勝手な考え方ではあるのですが、公の施設を安定的に運営していくために、市がずっと直営でやるとかであれば良いのですが、事業者が変わる可能性がある場合においては、4年という期間では短いのではないかとというところから議論がスタートしてまいりました。というところなので、文言の理屈のところでは考えるのであれば、短くするというのも確かにありだなと思いつつ、今のところは考えていなかったもので、こういう記載になってしまっているというのが現状でございます。

ただ、我々が現時点で想定し得ないようなケースというのも今後出てくる可能性もあるなというのは、今の小山委員からのお話を受けて、改めて感じたところなんです。今の記載方法のままで、延長ありき、延長しかできないというのは少し窮屈だなというのも感じたところですので、少し余裕というか、余地というところをどこまで残すべきかというのは、いただいたエッセンスをもとに考えさせていただければ良いなと感じています。

それが1－(1)についてのお話です。

それから、1－(2)の話ですが、「効果が見込めない」という特別な理由というのが、今回、私どもが案でお示しをした、さらに具体的な限定的なケースのみで良いのかという部分だと思います。つまり、施設利用者と施設との生活上の関わりが非常に密接だというケースに限定をすることがどうなのかというところの問題提起をいただいたかと思っています。

こちらにつきましても、現状の私どもの考えの御説明にはなるのですが、今回、もともとの記載内容の考え方に基づいて、中海岸保育園を、まさにこれは例外として8年にしたというような経緯がございます。これは、当然、内部の調整、意思決定を経て行っている部分ですが、それまで例外の取扱いをしているケースが1つもなかったもので、ある意味、門戸が開かれたという側面も持ち合わせています。となった時に、他の様々な施設を所管

している課からも、「中海岸保育園が8年になったのにだからうちもできないか」と言った意見・動きというのは、今後、当然想定されることです。そうなった時に、私どもの元々の記載内容の明確な考え方の基準というのを持ち合わせていないというところでしたので、「これは整理をしないと仕分けもできないだろう」という課題認識からスタートした議論でございます。

その上で、私どもの一番強い思いとしては、やはり原則は原則として、ある程度軽々に破るものではないという考え方で進めていきたいなというところがございました。そうなった時に、これまでの各施設の管理状況を踏まえた中で、どういったケースの時に、より指定管理期間を長くすべきだろうというところの課題整理を詰めたときに行き着いたのが今の記述内容となります。例えば、障害者福祉施設であれば、その施設利用者は、ほとんど365日、その施設を利用して、家よりも長くいます。指定管理者が変更になった場合、職員との関係性も含め、大きくと変わってしまいます。スパンが短く変わるのはあまり良くないなというところは、非常に我々も腹落ちしたところです。逆に、そうではない施設、どちらかというところ、娯楽性、レジャー性の高い施設や、貸し館的な属性の強いところは、あまり長くするのは良くないのではないかとというところで、その違いはなんだろうという整理をしたときに行き着いたのが今記載している形になっています。

ですので、私どもとしては、あれもこれも延長することができる形は取りたくないというところで、限定を強めた形には今はしています。なので、今いただいた問題提起は、それはそれでわかるけれども、それだけではないのではないかとというところの御意見もいただいたので、これも余裕の部分というか、余地の部分について、再度内部で考えて、必要に応じて文言を整理したいなと思っています。

大変長くなってしまいましたが、以上でございます。

(小山委員)

ありがとうございます。

(山本副委員長)

今のお話を考えた中で、元の記載の中に「効果が見込めない等、特別な事情がある場合、相当期間とします」という表記があるので、それを全く無くす必要はないのではないかなと思います。相当期間というのは、長くも短くもどちらでも変えられますので、こういった、どちらでもとれるような表記で、要は、うまく運用ができていない場合短くできるということを考えて、一文を入れるべきではないかなと感じました。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

そうですね。今は、私どもも1つの考え方だけで記載している部分もあるので、逆の意見が出た場合に動けないということがございます。

(藏田委員長)

今の意見を踏まえてですが、例えば、「効果を認めない場合は短縮することができるか、打ち切ることができる。逆に、期待ができる可能性があるなら、延長することもできる」という両論を書いた方が良いのではないかと思います。現在の記載に加える形で、延長の部分を読めるように加えれば、多分、今の小山委員の御指摘の御回答になるのではないかと思います。

また、4年を5年にするという説明は、確かに小山委員がお感じになられるということは、市民の方もお感じになられると思うので、少し理由として弱いかなと思います。これだと「なんで5年なのだ」というところの裏付けが少し弱いかなと思いますし、「なぜ8年じゃなく、10年でもなく5年なのか」というようなことも含めて、よく御検討された方が良いと感じました。もう少し練っていただき、具体的に何か担当課からとか、具体的に指定管理をやっているようなところの要望なりアンケートなり、何か声を集めて、「こういう課題が上がっているので、それを緊急に対応すべきだ」とか、何かもう少し具体的な事実がないと、これに決め込むのは少し難しい面があるかと思いますので、御検討ください。

それと、延長するということについてはよろしいと思うのですが、大変技術的なことで恐縮ですが、「指定管理期間を延長することができるものとします」というと、延長できる期間が5年なのか、1年ごとに延長することができるのか、何年と決められるのかというのが書かれていないので、まず、それは書く必要があると思います。

そのときに、例えばですが、5年を経過して1年ずつ延長していくと、延長した場合においては、指定管理者選定等委員会の評価を受ける場合は5年を経過する度にですので、チェック機能が働かないこととなります。ですから、今、これは多分5年の後、また5年延長する想定で書いているのだと思いますが、そこがどうなのかが1つあります。

あと、技術的に延長するという実務を考えたときに、4年を経過する時に選定に入るわけです。ということは、いつ延長を決めるのかというタイミングの問題があります。要は、債務負担行為を設定しなければ延長できないわけであって、現在の記載ではその判断をいつするのかというのが決められていないので、困ると思います。

ですから、延長することができるのであれば「もともと8年にする」もあるかもしれませんが、「5年を3年延長して8年にする」場合もあるかもしれません。5年としておいて延長する場合、何年単位でやるのか。また、そのときに、どの様にそれをチェックしていくのか。あと、タイミング的に継続ということは、ある面では非公募にするということ

意味しますので、それをどのタイミングで、どのレベルでやるのかを考えて詰めていただく必要があるかと思えます。御検討ください。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

いずれにいたしましても、年限が書かれていないというのは本当におっしゃるとおりで、ここは追記しなければいけないというのは、まず1点受けとめてございます。

もう一つの後者の延長の経緯というか考え方の捉え方については、それは、改めて今のやりとりを聞き、文章を読んでいて、おっしゃるとおりだと思えました。我々の勝手な想定としては、あらかじめ5年以上の、6年なら6年、8年なら8年、15年なら15年を設定できますという意図で書いていたものですので、その考え方と書かれている言葉が合っていないので、そこは整理が必要だと思えます。

ただ、いずれにしても、イメージしていたのは、まさに今回の中海岸保育園と同様に、初めから10年と決め、債務負担行為もその選定当初に組んでしまうという枠組みを考えていました。例えば、8年の指定期間を設定した場合、5年経ったところで「原則だったら、ここで選定だったでしょう。では、選定のような大変な事務量のことはやらないけれども、少し委員会に管理運営の状況を報告して、意見をもらうという形はやろうね」という様な流れのイメージでおりました。ですので、そのあたりを、先ほど御意見いただいた年限の具体的な記述も含めて、再度整理させていただきます。申し訳ございませんでした。

(藏田委員長)

延長という言葉が、「期間を延ばす」という、もともと5年を8年、10年にするという意味であれば、別の言葉がもう一つ必要なのかどうかの議論があるかなと思えます。その点は御検討ください。

もう一つ、より重要なポイントなのですが、延長するとなると、小山委員もおっしゃられていましたけれども、非公募の施設を延長してやりたいという声は強く出ると思えます。外郭団体が、当然その知見を基にして安定的な組織運営をするためにも、「ぜひ8年、10年、12年、やらせてください」と意見してくると思えます。現在の案では恐らくそういうルートを作ることを意味します。

公募・非公募の選定なり決定というプロセスを何らかきちんと説明できるような形にするという考え方もあります。今の形では課題なり改善点があると思えます。

中海岸保育園は、ある面ではユーザーサイドの、市民の方も御理解いただけそうな理屈ですので、それを受けてということですが、逆もしかりであって、市民が認めがたい理由であっても、この手続に沿っていけば、その形で進んでいくということにもなりますので、その点は要注意だなと思えます。

ですので、私の肌感覚としては、今回良い例が出たので、ある面では担当課かいからそれぞれ色々な意見が出て、それに対して柔軟に対応していくというのは良いことだと思いますが、一方で、そこには非公募であるとか、さらには、期間を延ばすということは、一定の腐敗も含めて、リスク管理という意味では課題も増えます。その点は、どこかのチェック機能なり、手続を考える必要があるのではないかと強く感じました。

基本的考え方も含めて、公募すべきかどうかということについての審査プロセスそのものが設計されていないので、そうなると、担当課かいから延長の要望があつて、実施団体からもとなると、なかなか延長しないという判断は厳しいかなと思います。延長の裏側には、そのリスクをかなり色濃く、強く感じるので、何らかの御検討が必要かなと思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

御意見ありがとうございます。まず、お話全体を伺っていて、最後の非公募に関してはおっしゃるとおりだなというところに尽きます。

実は、内部での検討の中では、この考え方を適用したシミュレーションみたいなどころの非公募については、現時点でそこまで深掘りできていないというのが正直なところでございます。ただ、これは、私個人としても資料を自分なりに読み込んだ時に、非公募の時はどうなるのだろうかという想像は少ししたところもあつて、少し安易なところでいえば、非公募ですつといく前提であれば「ずっと管理を行うのだから、長かろうが短かろうが一緒だよ。であるならば、事務の煩雑さだけで考えても良いよね」という乱暴な考えもありました。

一方で、そうなると、まさにおっしゃった、節目、節目で長期的な管理運営の質の低下という点もあるなというところで、色々迷っていたところもあります。そこが、今のお言葉を受けて、よりくつきりしたというところがあるので、例えば、場合によつたら、非公募というのは、そもそもが例外的な取扱いなので、その前提をとりながらも、なおかつ、延長というのはあり得ないという考え方で整理するのも1つかなと思います。それに馴染みにくいケースを救わなければいけない場合があつたとしても、相応の理屈付けが必要だということ踏まえて、分けた方が良くもしいかなと感じました。

改めて検討させていただきます。

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

かなり大きな変更になるかと思っています。基本的考え方は、平成18年に定めたものですから、十数年、この考え方でやってきております。たくさん御意見をいただければ、非常に幸いです。

目からうろこの部分もありまして、「延長」という言葉ですが、これは原則以外の期間

の設定という意味になります。そういう言い方をしないとイケませんでした。

(藏田委員長)

ちなみに、中海岸保育園の事例は非常に良いと思います。その様に提起をしてこられた担当課からの経緯や理由みたいなのを知りたいなと単純に思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

このお話自体は、今年度の前半に担当課からまさに打診があって、私どもはまず原則論を申し上げたところであります。ただ、そこは担当課の熱意もかなりあり、保育園という業種に指定管理者を入れた場合の、他市事例の傾向ですとか、データ・裏付けも持ち合わせており、また、利用実態をかなり懇々と訴えられてきたところがありました。そこを基に、一定の市としての判断をしようということで、判断を上層部にゆだねていきました。ただ、当然その段階では、私どもも原則論としてのメリット・デメリットの両論をもちろん併記した上で整理をしたというところがございます。

ただ、受け止め側の私どもも、保育園という施設の、少し他の施設と異なる属性ゆえというところは大きかったのかなと思っております。

(藏田委員長)

担当課かいそれぞれから色々考えて主体的に出てくるような進み方が一番良いのかなと感じます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今、幾つかの意見なり、アイデアなり、出たかと思しますので、そこで御判断・御検討いただいてということをお願いします。手続はどうしますか。ここで修正内容を確認するのは少し難しいかなと思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

私どもで煮詰め直したものをお伝えさせていただきます。

(藏田委員長)

整理していただいて、私達もチェックさせていただくということでよろしいですかね。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

出来上がりしましたものを提供して、御意見いただければと思います。。

(藏田委員長)

わかりました。では、そういう形で、修正事項については、事務局でもう一度整理していただいたものを確認し、進めていくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、その形で基本的な考え方の見直しを進めていただければと思います。

では、次第の2番目に移りたいと思います。

(2) 「『指定管理制度を導入した施設のモニタリングに関する指針』の見直しについて」に進みたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

【議題2】「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」の見直しについて

(事務局) (行政改革推進室 大橋主任)

次に指定管理業務総括評価票の様式の変更について御説明いたします。

指定管理業務総括評価票ですが、こちらは「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」の中で、市が毎年度終了後に事業報告書の内容、利用者アンケート、実地調査等の結果を踏まえ、指定管理者による管理業務が協定書、仕様書等に基づき適正かつ確実に履行されたかどうか等を評価する様式になっております。

また、こちらに関しては、毎年、次期指定管理者の選定を控えている施設を優先した選んだ対象施設の評価結果を、委員会に報告させていただき仕組みにしており、昨年8月にも皆様に報告をさせていただき、チェックをいただきました。その時に目を通していただいたので、内容は御承知の上かもしれませんが、現状について御説明させていただくと、様式のとおり「実施体制」、「内容・水準」、「収支等」についてそれぞれ評価項目を設け、公の施設ごとに施設所管課のコメントを記載する形になっております。評価項目ごとの評価基準が「～されているか否か」や「適切・妥当であるか」を問うか基準が多く、施設所管課のコメントも「～されている」、「～妥当である」などコメントが並んでしまっている状況でございます。昨年の8月に行った指定管理者選定等委員会の中でも「妥当ですや対応しますでは説明になっておらず、1項目以上数値目標や数値、エビデンスが取れるものを総括評価票の中に入れた方が良い」との意見を頂戴いたしました。

また、施設所管課によって、一言のみのコメントの所管課もあれば多くの文章を記載している課もあり、コメント量にばらつきがある現状があります。委員からも「長文に関しては簡潔に記載するような意識付け」や「網掛けするなど良い評価と悪い評価がぱっとわかると良い」との意見がございました。

事務局内の検討においても、現在の様式を見ても施設の属性、施設の所在地や概要、規模感の記載がないため、どんな施設なのか名前等でしかイメージできず、わかりにくいと

の議論も起こりました。

まず、本市のモニタリングに対する考え方の整理になりますが、「モニタリング」は「指定管理者制度導入施設の管理業務の運営状況を、定期又は随時に評価し、公共サービスの履行に関し条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービス提供が確保されている確認する」ことを目的としているものであります。そのため、まずは条例等で定められている事項を適切に履行しているかを確認することに主眼が置かれており、「～妥当である」「～適切である」という趣旨の回答が大勢を占めてしまうことも止むを得ないと考えております。

一方で、適切に履行されているかを回答として求める評価項目については、コメントを記載する形でなくても良いのではないかと考えました。代替案としてコメントではなく「A」～「D」のような選択式で評価することが良いのではないかと考えております。

また、その評価がどのような資料等に基づき行われたのかを確認するため、「確認資料等」の欄を設けることとしたいと考えております。具体的には資料2-2の②の部分となります。現在の資料はイメージがしやすいよう当室で一旦文言を入れたものでありまして、確認資料等に関しては事業報告書、ホームページ、業務日誌、実地調査などの文言が入ってくるのかなと想定しております。

また、この「A」～「D」評価の付け方という部分ですが、指針の中で、市は四半期ごとに1回以上、実地調査を行うこととしております。その中で、参考資料として添付させていただいておりますが、「指定管理業務実地調査票」においてAは優良、Bは良好、Cは課題含む、Dは要改善の4段階で評価を行っております。この「A」～「D」は実地調査票の下の部分を見ていただければと存じますが、協定書、仕様書等を遵守し、その水準より優れているのか、課題があるのかといった観点から評価を行っております。この様に4半期に1回以上「A」～「D」の評価を行っていただいている現状がございますので、今回の検討を行っている「指定管理業務総括評価票」においても、この実地調査票における評価の積み上げと連動を図ることとし、実地調査の結果が適切に反映される形としていきたいと考えております。

この評価の積み上げと連動させる方法につきましては、本委員会の意見を踏まえて、総括評価票の様式を確定させた後、事務局において構築することとしたいと考えております。

施設の概要概要等がぱっと見てわかるようにしたいという課題に対しましては、資料2-2の①の部分に「施設の設置目的」「施設の概要」の欄を設け、施設に詳しくない方が見てもわかりやすいようにいたしました。

最後のその他修正につきましては、③の部分になりますが、これまで総合評価と記載していた部分ですが、3つに内訳し、「総合評価」他、「評価の中で特筆すべき事項」、「指定管理者に来年度期待すること」とし、記載すべき事項の明確化を行いました。5につま

してはこれまでと要素は変更していませんが、真ん中に線を引き、指定管理者が記載しやすいよう工夫を行いました。

説明は以上となりますが、御質問・御意見ございましたらいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございます。御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

小山委員、お願いします。

(小山委員)

ただいまの御提案は、私は基本的に素晴らしいことであると感じます。

ただ、逆に、こういう状態でこの評価票を仮に私がそのときの委員として拝見したときに、「随分Aがあるから総合的に施設の評価はAでしょうね」とはやはりいかないかなと思います。Aの数が何個以上あるから総合評価もAだというのは、こういう場合、少し難しいだろうと思います。ですから、あくまでも施設所管課が「こういう評価の中で、自分たちがどの項目を最も重要視しますよ。」というものが欲しいと感じます。本来、全部が重要であるべきなのだろうと思いますが、そうは言っても、全部をAというわけにはなかなかいかない中で、この数量で言えば5つか6つかと思いますが、担当課として「この項目、この項目、この項目が自分たちが最も重要だと思う項目である。それが、トータルとしてAが何個あった、Bが何個あった、だから、総合的にぜひAを推薦したい。他の項目では、BとかCがあったとしても、そうしたい」という、その辺の思いがないと、私が委員としてこれを拝見して、「Aがたくさんありますね。Bが幾つしかありませんね。だから、これはとても良いのではないですか」とは、なかなか判断しきれないような気がします。裏面の③「評価の中で特筆すべき事項」という項目が新設されたのは、そういった意味では、良いかなと思うのですが、今、私が言ったようなことがもう少しこの辺に記載された形にできれば、なおさら良いのではないかなという気がいたします。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

御意見ありがとうございます。今、小山委員からの御指摘、御質問、御意見は、おそらく、ここに個々の項目ごとに評価をして、これで点検チェックをするためのものなのですが、それらの点を付けた後に「では、この施設は今年全体としてはどうだったのだろう」というところの視点でのお話だったのかなと感じております。

そちらの視点については、以前、藏田委員長から御意見をいただいたところもありました。その施設の管理運営の通信簿みたいな意味合いで、象徴的な指標立てみたいなものがあった方がよいとの御意見もいただいたところでございます。

今回、事務局で、ゼロベースで検討する中では、そういったところにも思いをはせて、かなり頭を悩ませたところでございます。ただ、共通様式なので、全ての施設に適用されるとなった時に、なかなか端的に、象徴的に、その施設のまさに通信簿として、みんながわかり納得できるようなものの設定というのは、もしかしたら難しいのではないかとところで一旦落ち着いた経緯がございます。

ただ、個々のチェック項目については、説明させていただいたようにこれは点検しなければいけないと思います。

また、検討の際には、やって当たり前の項目も多々ありますし、逆にCとかDがついたら、これは大変なことだということもあるので、こういったエッセンスはまず大前提必要だろうとなりました。その先の議論で、この施設で特にだめだった点、逆にすごく良かった点があったら、そこをぜひ形にできるところがあった方がよいということになりまして、まさにそこがこの「評価の中で特筆すべき事項」という項目になっております。

ただ、もともといただいていた御意見である定量的な視点というのは、確かにない形になっていて、所管課が作文をする形なので、そこでもってどこまで語れるかというのは、ここはやってみないとわからない点です。やってみて「意外とわかるね」になるかもしれないし、「全然わからない」となるかもしれません。ただ、今回かなりのバージョン替えをしているので、その先の課題として捉えても良いのではないかとところで、御提案させていただいた経緯がございます。

(小山委員)

ありがとうございます。

(藏田委員長)

他はいかがでしょう。

私から2点ほどお話しします。

1つ目は、これが多分この評価において一番重要なポイントだと思うのですが、現地調査票の一番下になります。A、B、C、Dの確認区分というものが基になって、これを随時四半期に1回やり、それを総括票にまとめていくというものだと思います。それがA、B、C、Dという形に反映されていくという仕組み、ロジックはわかりました。

まず、基本的なところなのですが、確認区分のA、B、C、Dの部分になります。「協定書、仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。」というよ

うなことが評価として認め得るのかというところです。認め得るのかというのは、2つ意味があって、要は、実際にそういう文言が表現としてどうなのだろうかということもあります。

もう一つ実務的には、「一定の水準に対して、それを満たしていない」というようなことが報告されるということを、担当課の職員は多分できないと思います。実際に、ある団体がやっていらっしゃるところで、たとえ基準を満たしていないことがあったとしても、サンプルではDと書いてあるものがありますが、実務的には、総括評価票ではAがついてくるというようなことが想定されます。今までのモニタリングも、そういう意味での不十分さを感じています。

このA、B、C、Dの内容がそもそもどうかということと、それを評価する基準のところになります。多分ほぼほぼ優れた内容であるというAがつくと思います。実態からすれば、基準どおりのことが何とかなされている状況であったとしても、多分Aがついてくるのではないかな感じます。A、B、C、Dと分けることはすごく良いことで、それに基づいて、定性的なものを定量的に見える化していくというロジックは大変すばらしいと思うのですが、この内容では、Dが実際につくのかということと多分つかないでしょうねということもありますし、ほとんどAになるでしょうねということも想定されるので、このカテゴリー分けをどう考えるのかというのが、1つの一番重要なポイントだと思います。

最初に御説明をされていた対応方針の中で、これはモニタリングなので、あくまでも進行状況を確認するためのものですよという域を出ないのであれば、もしかしたら、極端なことを言えば、A、Bの2つの評価で良いのかもしれないです。みんな全部Aがつくというようなものでも良いのかもしれないです。

実際に仕様書、協定書に基づいてそのとおりやっているのが最低限であって、まさにここに書いてあるようなAのような評価を増やしていく、Dはあってはならないのですが、Cという評価をB、Aにしていくというようなことを、いかに自立的に回していけるのかというための市民への説明であったり、職員の評価であったり、議会の説明であったりしなければいけないと思います。その点が、このA、B、C、Dの区分がどうかということと、それをどう回していくのかということに配慮しないと、形はこれで整ったけれども、全部A、ほぼAみたいな形になると、何のためにやったのかということになると思います。評価者に対する研修なのか、何らかの基準そのものをいじるのか。A、B、Cの3つの評価区分にしてというのもあるのかもしれませんが、少し工夫が必要なのではないかなと思います。ここが一番重要なポイントです。

2点目は、小山委員がおっしゃったことに関連して、これは私もおっしゃるとおりだなと思っていて、この総合評価のところ、ネガティブな部分の指摘と、ポジティブな部分の指摘があれば良いなと思います。総合評価に真ん中に線を引っ張っていただいて、2つ

記載する欄を作ったらどうかなと思います。

要は、非常に大きな課題を発見するということが重要なポイントと、もう一つ、大変素晴らしい運営をしていただいている事業者に対する適切な評価をするということは、非常に重要です。評価できる部分と、改善すべき点ということがあれば、この2つが書かれることが望ましいのですけれども、書かれるような欄の構成にしたら良いのではないかなと思いました。

担当課として、総合評価A、B、C、Dをつけられるのであれば、今言ったように、機械的にはじくのは、多分Aが幾らあっても、Dが1つあったらだめだと思います。なので、それは数式化しても良いでしょうけれども、基本的には、総合評価のA、B、C、Dとつけるというようなことが考えられるのだったら考えても良いかなと思います。そこにポジティブなものであれば、この様な点が仕様書上、協定書以上に頑張ってくれていますということなると思います。課題があるのであれば、それについて、「担当課としては留意して、気になっています」というようなことが書かれると、見たときに、総合評価のA、B、Cを見れば、上と違えば違ったなりの説明がここにつくと思います。ということで、小山委員がおっしゃったようなことは、総合評価のところをポジティブ、ネガティブに分けて、それにA、B、C、Dがつけられるのであれば、良いのではないかなと思います。

以上2点です。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

ありがとうございます。

まず、後段のところのポジティブ側面、ネガティブ側面のところは、まさにおっしゃるとおりで、我々の議論の中で、あまりその整理に行き着いていないのですが、課題認識としてまさにあつたところなので、そこはぜひ形にさせていただきたいと思います。

あとは、総合評価としてのところがロジック立てとしてどこまでうまいものができるかというのは、先ほどの説明にあつた、事務局内での検討次第というところもございしますが、そこは少しお時間を頂戴できればなと思っておりますので、直近の御報告、御説明の中にはその点はいれない形でやらせていただければと思います。

あと、前段のほうの基本的な部分、A、B、C、Dのところについてなんですが、まさにおっしゃるとおりだなというところからのスタートではございます。

その上で、Dの意図ですけれども、おそらく実務の運用としては、藏田委員長がおっしゃるとおりになると思うのですが、指定管理者の募集時の要項の中で、「指定管理者が業務を適切に行っていない場合に、市が改善等に向けた指示をすることができる。指示を受けてもやらない場合は、事業の停止、取り消し等ができる」という枠組みもございしますので、やはりその一定の受け皿としては何か必要なのだろうというところもございします。

実態としては付かないだろうけれども、逆の立場で、そういった事業者についてはCまでで良いのかといった、逆の立場に立つと、あっても良いのかなというところでございます。

あとAの話については、室内でも「Aがっばいづくだろうね」という議論を安易に我々も内部でしていたところはございます。ただ、この内容を改めて精査すると、より優れた、水準よりも優れたというのは何をというところは、施設所管課に対して「Aがつくって相当だよ。だから、基本Bでしょう。Aがつくということは、説明が求められるから準備してね。それができるものだったら、胸を張ってAをつけてよ」という様な、これは内部のまさに運用としてやるような話でやれば良いのかなと感じました。提案したから押し通したいというよりは、委員長からもお話のあった、最低限項目としてチェックはしたいけれども、より良いものがあつたら称賛したいという思いもやはりあるので、A、B、C、Dの立て付けとしてはこのままで、あとは、つけ方の運用ルールをきっちり整理していく方向で改善していければと思っています。

(藏田委員長)

基準の設定は、マニュアルではなかなか伝わり切らない部分もあるのかなと思いますので、職員の研修なり必要だと思います。どの様な形になるのかはわかりませんが、それを伝える人たちに同じものを見せて、これをどう評価するのかとやらせてみると、多分行政の方はみんなAをつけられると思います。民間だとよくある話で、普通にやっていると当たり前であり、その評価はB、Cですから、そこの部分はきちんと伝えていく必要があると思います。マニュアルだけだと、当然、特性として紙に残るもので、悪い評価、あるいはBをつけるということを行政の職員の中のセンスとしてはなかなか受け入れがたいかなと思います。今、御説明いただいたようなことの趣旨を所管課にお伝えしようと思っているとのことですので、どんなふうにやっていくのか、もろもろぜひ御検討いただきたいと思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

各課が指定管理者とやりとりをして総括評価票を記載し、それは全部我々事務局に一元的に集まってくるので、うちは俯瞰した立場で確認できますので、偏った所管課等があれば、そこは修正を促すことはできると考えております。

(藏田委員長)

他はございますでしょうか。山本委員。

(山本副委員長)

先ほどのA、B、C、Dの中で、一般的に考えると、役所でない立場で考えるとBが普通なのかなと思います。Aは「特別」という考えなのですけれども、それに比べて、Cが「課題がある」という書き方になっているので、Cはすごく書きづらいと思われます。課題というよりは改善の余地がある。要は、「すごく悪くはないのだけど、少し改善しても良いよね」というようなところもCに含められればなと感じました。「課題」ではなくて、「改善の余地がある」という様な言い方もしても良いのではないかなと、少し感じました。そうしないと、今後はきっとB評価にばかりになってしまうと思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

本当に思いつきですが、5段階にするみたいなイメージはまた少し違いますか。

(藏田委員長)

5段階のどこを中央基準値にするかというところの議論だと思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

そうですね。そこは少し我々の中で詰める段階で議論したいと思います。逆に、改善の余地というところに振れた場合に、抜け落ちるゾーンがもしかしたらあるかもしれないので、それがあるのであれば、少し考えなければいけないと思います。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。

もう一件ですけれども、非公募の施設については、基本的にモニタリングの報告書がベースになっての理論構築になっていると思うので、先ほどの指摘はそういった点にも繋がっています。非公募のところも公募のところも、他の自治体などとも色々関わらせていただく中で言うと、モニタリング報告書というのは非常に貴重な情報源になります。それは、今の指定管理者自身の改善にもなると同時に、その課題を伝える方法はそう多くはないものですから、その中で言えば、着実に4年間なり5年間、どの様ににやってきたのかという、書き換えることができない記録としては、非常に大きな意味があると思います。先ほど申し上げたとおり、改善すべき点も良い点も、頑張ってくれる場合は次に向けて有利になれば良いし、そういうものを見たときに、より改善できる事業者がいれば、競争してくれるでしょうし、それはもう敵わないとなれば、手を上げないと思います。

ある面では、必然的に良い形での競争なり、取組が進むようなものにしていかなければいけないという問題意識としてありますので、特に運用上ではなかなか担保をとりづらいところではあるのですが、そこをよく留意していただければと思います。本当にAとかBと

か、批判されない数字が並ぶことは避けられればなと思います。それは、並んでしまうことで、それが結果として誤った判断になっていくようなことになるのは避けるべきではないかなと思いますので、ぜひ、この文言の整理もそうですし、あと、運用上のことも含めて、対策を考えて進めていただきたいと思います。

他はございますか。

では、今のモニタリング指針の見直しにつきまして、出た御意見を踏まえての御検討をいただくという形でよろしいですか。検討の上連絡をいただいて、修正があるのか、ないのかということをお報告いただいてということにしたいと思います、事務局にお預けをして、再度確認して進めるということでもよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

今の話に関連して少し捕捉ですが、今回の見直しをした様式と考え方に基づく実際のモニタリングの実施時期なのですが、最速で言えば、30年度中の事業実施結果を基にした31年度中の取りまとめの中で実施することができます。一応我々の目論見としては、それを作るために必要な材料、これは年4回程度の実施調査ですが、これは必ずやっているはずなので、材料はあるはずという考えに基づくものです。

ただ、様式の中身とか、あとは、A、B、C、Dの立て付けとかについても御意見いただいた中で急ぐあまり、ここまで変えるというのはわかっているのに、途中までというのは少し嫌だなとか、色々と思ってもあったりします。ですので、最速、31年度作成分を目指しますが、内容の如何によっては、もしかしたら1年遅れる可能性もございますので、そのあたり、お含みおきをいただければと思います。

(藏田委員長)

よろしいでしょうか。

では、議題の2は閉じさせていただきます。

最後に議題3、「その他」について事務局からお願いします。

【議題3】その他

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

事務局より今後の予定について御説明させていただきます。

今年度の委員会につきましては、今回で終了となります。1年間誠にありがとうございました。

来年度につきましては、公募で選定を行う施設が7施設、非公募で申請を受け付ける施設が28施設あり、かなり多くの施設の選定を行うこととなります。委員会の開催の日程調整は後日させていただく予定でございますが、委員会開催の日にちもかなり多くなり、皆様に御負担をお掛けすることもあるかと存じます。

来年度も何卒よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

委員の皆様から、その他何かございますでしょうか。

【閉会】

(藏田委員長)

他に何かございますか。ないようでしたら、以上を持ちまして、平成30年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 山本 裕子